



平成 27 年 4 月 20 日

各 位

会社名 テンアライド株式会社
代表者名 代表取締役社長 飯田永太
(コード番号 8207 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員総務部長 大山勝人
電話番号 03-5768-7470

業務の適正を確保するための体制（内部統制構築の基本方針）の一部改定
に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 20 日開催の取締役会において、「業務の適正を確保する体制（内部統制構築の基本方針）」の内容の一部改定を決議いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。（なお、改定箇所は下線で示しております）

<業務の適正を確保するための体制>

（内部統制構築の基本方針）

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社長直轄の監査部を設置し、業務活動の全般に関し、方針・計画・手続きの妥当性や業務執行の有効性等について内部監査を実施しており、業務改善に向け具体的な助言・勧告を行っております。
- ② 法令遵守の観点から、今後内部統制システムの構築を進め、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制を整えてまいります。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録は事務担当者によって作成し、保存・管理しております。
- ② 情報の不正利用及び漏洩防止の徹底のため、主としてシステム面から効果的な情報セキュリティ対策を推進しております。
- ③ 個人情報管理については、情報漏洩・不正アクセス等の防止のため、アクセス可能者を制限したセキュリティ体制を確立しております。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 全社的なリスク管理マニュアルを整備し、担当部署のリスク管理のレベル向上に努めることにより、未然防止と有事に適切な対応が出来るような体制を整えておりますが、今後はリスク管理規程を定めて、よりリスク管理の徹底を図ってまいります。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例の取締役会を毎月 1 回以上開催し、経営の重要事項の審議及び決定を行ってお

ります。

(5) 従業員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 社長直轄の監査部を設置し、また店舗においてスーパーバイザー制を敷きマニュアルの遵守状況・業務活動全般に関し、手続きの妥当性について定期的に全店舗・部署の内部監査を実施しており、業務改善に向け具体的な助言・勧告を行います。
- ② 業務に必要な関連法令及び定款に適合した業務の遂行のために、毎月開催する定例の店長会議・チーフ会議において適時説明を行い、加えて各店舗単位でもマニュアル・通達説明をして全従業員に徹底させております。
- ③ 公益通報者保護法に基づく公益通報システムについては、公益通報取扱規程を定め、全従業員に周知するとともに電話・電子メール・封書（郵送）をもって受け付ける体制をとっております。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社取締役が子会社の役員（取締役・監査役）を兼務しており、企業集団全体に影響を及ぼす重要な事項については、当社の取締役会において検討と意見交換を行った上で慎重に決定する体制をとっております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、適切な当該従業員を定めものとしております。

(8) 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役を補助する従業員の独立性を担保するため、その任命や解任等については監査役と協議の上決定するものとしております。

(9) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制

- ① 取締役及び従業員は下記事項を監査役に報告します。
 - イ. 当社及び企業集団に影響を及ぼす重要事項に関する決定
 - ロ. 監査部が実施した内部監査の結果
 - ハ. 公益通報として会社が受け付けた内容が監査役の職務執行に必要と判断される場合
 - 二. その他会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき

(10) 監査役に報告を行ったものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

- ① 監査役に報告を行ったものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう、当社の「公益通報取扱規程」に準拠し適正に保護します。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

- ① 監査部は、内部監査活動の状況と結果、他の部署からの報告受領事項、その他の職務の状況を常勤監査役に対して遅滞無く報告するものとしております。

- ② 代表取締役と常勤監査役は必要に応じ都度意見交換を行っております。
- ③ 監査役会は会計監査人から監査計画を事前に受領し、定期的に監査報告書を受領するほか、必要に応じて監査実施状況の聞き取りを行います。
- ④ 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは支払い精算等の請求をしたときは、当社諸規程の定めに基づき遅滞なく支払処理を行います。なお、監査役は諸費用支出に当たっては、その適正性や妥当性に十分留意するものとしています。

(12)反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- ① 企業倫理に関する方針・行動規準において、反社会的勢力の排除、すなわち反社会的勢力に対し毅然とした姿勢・態度で臨み、一切の関係を持ってはならないことを方針・行動基準の一つとして掲げております。
- ② 反社会的勢力の対応統括部署は総務部とし、警察を含む外部専門機関、弁護士等と連携して反社会的勢力に関する情報の収集等を行い、グループ内での周知徹底を図っております。